

紀美野町第4回定例会会議録

令和4年11月29日（火曜日）

○議事日程（第1号）

令和4年11月29日（火）午前9時00分開議

- | | |
|-----|--|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名について |
| 第 2 | 会期決定の件 |
| 第 3 | 諸般の報告について |
| 第 4 | 仮議長の選任を議長に委任する件 |
| 第 5 | 議案第50号 令和3年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について
(委員長報告) |
| 第 6 | 議案第51号 令和3年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の
認定について (委員長報告) |
| 第 7 | 議案第52号 令和3年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出
決算の認定について (委員長報告) |
| 第 8 | 議案第53号 令和3年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認
定について (委員長報告) |
| 第 9 | 議案第54号 令和3年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定
について (委員長報告) |
| 第10 | 議案第55号 令和3年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計歳入
歳出決算の認定について (委員長報告) |
| 第11 | 議案第56号 令和3年度紀美野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の
認定について (委員長報告) |
| 第12 | 議案第57号 令和3年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の
認定について (委員長報告) |
| 第13 | 議案第58号 令和3年度紀美野町西部簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定
について (委員長報告) |
| 第14 | 議案第81号 紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する
条例について |
| 第15 | 議案第82号 紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する |

条例について

- 第 1 6 議案第 8 3 号 紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について
- 第 1 7 議案第 8 7 号 工事請負契約の締結について
- 第 1 8 議案第 7 7 号 紀美野町個人情報保護法施行条例の制定について
- 第 1 9 議案第 7 8 号 紀美野町個人情報保護審査会条例の制定について
- 第 2 0 議案第 7 9 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 2 1 議案第 8 0 号 紀美野町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 2 2 議案第 8 4 号 紀美野町児童館条例の一部を改正する条例について
- 第 2 3 議案第 8 5 号 指定管理者の指定について
- 第 2 4 議案第 8 6 号 指定管理者の指定について
- 第 2 5 議案第 8 8 号 令和 4 年度紀美野町一般会計補正予算（第 7 号）について
- 第 2 6 議案第 8 9 号 令和 4 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 2 7 議案第 9 0 号 令和 4 年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 2 8 議案第 9 1 号 令和 4 年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 9 議案第 9 2 号 令和 4 年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 3 0 議案第 9 3 号 令和 4 年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）について

○会議に付した事件

日程第 1 から日程第 3 0 まで

○議員定数 1 2 名

○出席議員

議席番号 氏 名

1 番	桐	山	尚	己	君
3 番	藤	井	基	彰	君
4 番	上	柏	皖	亮	君
5 番	七良	浴		光	君
6 番	田	代	哲	郎	君
8 番	北	道	勝	彦	君
9 番	向井	中	洋	二	君
1 0 番	美	野	勝	男	君
1 1 番	美	濃	良	和	君
1 2 番	伊	都	堅	仁	君

○欠席議員

な し

○説明のため出席したもの

職	名	氏	名
町	長	小川	裕康 君
副 町	長	細 峪	康則 君
教 育	長	東 中	啓吉 君
消 防	長	家 本	宏 君
総 務 課	長	坂	詳 吾 君
企画管財課	長	中 前	貴 康 君
住 民 課	長	東 浦	功 三 君
税 務 課	長	坂	昌 美 君
保健福祉課	長	森 谷	善 彦 君
産 業 課	長	吉 見	將 人 君
建 設 課	長	米 田	和 弘 君
教 育 次	長	曲 里	充 司 君
会 計 管 理 者		太 田	具 文 君
水 道 課	長	長 生	正 信 君

まちづくり課長 湯 上 増 巳 君
美 里 支 所 長（湯 上 増 巳）君
代表監査委員 菊 本 邦 夫 君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長 井戸向 朋 紀 君
事 務 局 書 記 西 本 貴 哉 君

開 会

○議長（伊都堅仁君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和４年第４回紀美野町議会定例会を開会します。

（午前 ９時００分）

○議長（伊都堅仁君） これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名について

○議長（伊都堅仁君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定によって、３番、藤井基彰君、４番、上柏皖亮君を指名します。

◎日程第２ 会期決定の件

○議長（伊都堅仁君） 日程第２、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長から調査結果を報告願います。

議会運営委員長、向井中洋二君。

（議会運営委員長 向井中洋二君 登壇）

○議会運営委員長（向井中洋二君） おはようございます。

それでは、委員長報告をさせていただきます。

去る１１月２４日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告をいたします。

会期は、本日から１２月１４日までの１６日間とし、会期中の会議予定につきまして、お手元に配付の会期日程表のとおりであります。

以上で、報告を終わります。

（議会運営委員長 向井中洋二君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま報告のとおり、本日から１２月１４日までの１６日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から１２月１４日までの１６日間と決定しました。

◎日程第３ 諸般の報告について

○議長（伊都堅仁君） 日程第３、諸般の報告を行います。

監査委員から、例月出納検査結果に関する報告書が提出されております。

お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

次に、本日までに受理した陳情及び要望は、お手元に配付しました陳情・要望文書表のとおり、総務文教常任委員会並びに産業建設常任委員会に付託しましたので、報告します。

本定例会に提出された案件は、お手元に配付のとおりです。

この際、町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長、小川君。

（町長 小川裕康君 登壇）

○町長（小川裕康君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、開会に当たりまして、一言御挨拶並びにその後の行政報告を申し上げます。

本日、令和４年第４回紀美野町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位をはじめ関係者の皆様方には、何かと御多忙中にもかかわらず、御出席を賜り、開会の運びとなりましたことに心より厚く御礼を申し上げます。

さて、令和４年３月１日にこの場で宣言させていただきました「紀美野町子ども子育て応援宣言」に関しまして、役場全庁的な組織として紀美野町子育て支援推進本部を立ち上げ、子育て支援策の検討を重ねております。なお、支援施策の一つとして、在宅育児手当の拡充に係る予算を令和４年第２回臨時会で御可決いただき、既に実施しているところであります。

また、本年６月議会で御可決いただき実施いたしました「かじか荘温泉井戸調査」の結果についてであります。井戸の構造等に異常はなく、水道（みずのみち）などが変化している可能性が高いと考えられ、現状ではこれ以上対策方法はないとのことでございました。今後も美里の湯かじか荘の魅力の向上や利用者呼び込むための様々な取組を行ってまいりたいと考えてございます。

また、町営住宅野中団地において、１０月末に入居者から住宅が傾いているとの報告

を受け、現地を確認したところ、地盤沈下が原因と思われる住宅の傾きが一部の住宅にあることが判明いたしました。入居者の方々に安心して住んでいただけるよう早急に対応してまいりため、対策費用を今補正予算に計上しております。

また、11月24日には、上柏副議長様をはじめ関係の皆様にご臨席いただき、消防庁舎造成工事の安全祈願祭を執り行いました。いよいよ造成工事着工の運びとなり、大変うれしく思っております。

次に、地域住民の皆様がその完成を心待ちにしておりました国道370号国吉毛原トンネルがこのほど立派に完成いたしました。来月4日には、伊都議長をはじめ議員の皆様方にも御出席いただき、県と共催で開通式が開催されることとなっております。どうかよろしくお願い申し上げます。

さて、今定例会に上程している案件は、議案第77号から議案第93号までの17件であります。

職員の定年延長に係る関係条例の整備を含む条例の制定に関する案件が3件、人事院勧告に伴う職員給与条例の一部を改正する条例など、条例の一部改正をする案件が5件、指定管理者の指定に関する案件が2件、工事請負契約の締結に関する案件が1件、令和4年度一般会計及び特別会計等の補正予算に関する案件が6件であります。

一般会計補正予算（第7号）の主なものといたしましては、先ほど申し上げた町営住宅野中団地の地盤沈下対策のための予算や、町道市場箕六線道路災害復旧工事費等の予算を計上しております。

この後、担当課長より詳しく御説明申し上げますので、十分御審議の上、原案どおり御可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。御挨拶並びに行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

（町長 小川裕康君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 次に、一般質問の通告書は11月30日、午後2時までに提出願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 仮議長の選任を議長に委任する件

○議長（伊都堅仁君） 日程第4、仮議長の選任を議長に委任する件を議題とします。

お諮りします。

地方自治法第106条第3項の規定により、この会期中における仮議長の選任を議長に委任願いたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、会期中における仮議長の選任を議長に委任することに決定しました。

この会期中における仮議長に、9番、向井中洋二君を指名します。

◎日程第 5 議案第50号 令和3年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 6 議案第51号 令和3年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 7 議案第52号 令和3年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 8 議案第53号 令和3年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 9 議案第54号 令和3年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第10 議案第55号 令和3年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第11 議案第56号 令和3年度紀美野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第12 議案第57号 令和3年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第13 議案第58号 令和3年度紀美野町西部簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について

○議長（伊都堅仁君） 日程第5、議案第50号、令和3年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第13、議案第58号、令和3年度紀美野町西部簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまで、9議案を一括議題とします。

本決算の認定について、委員長から審査経過及び結果を報告願います。

決算審査特別委員会委員長、上柏皖亮君。

（決算審査特別委員長 上柏皖亮君 登壇）

○決算審査特別委員長（上柏皖亮君） 皆様、改めて、おはようございます。

さきの定例会における、9月13日の本会議において、決算審査特別委員会に審査付託されました議案第50号から議案第58号までの令和3年度各会計決算関係の9議案につきまして、去る10月4日及び7日の2日間にわたり慎重に審査を行いました。

審査の経過については、議長、監査委員を除く全員で構成された特別委員会であることから、詳細は省略させていただきます。

結果といたしましては、議案第50号及び第53号の2件については賛成多数をもって、また、議案第51号、第52号及び第54号から第58号までの7件については、全会一致をもっていずれも認定すべきと決しました。

執行部におかれましては、本年度予算の適正な執行をお願いするとともに、長期化するコロナ禍において大変ではありますが、令和5年度予算編成に取り組んでいただきたく要望申し上げ、報告を終わります。

（決算審査特別委員長 上柏皖亮君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） これから議案第50号から議案第58号まで、委員長に対する一括質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第50号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。

議案第50号に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第51号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

議案第51号に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第52号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。

議案第52号に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第53号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

議案第５３号に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５３号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第５４号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第５４号を採決します。

議案第５４号に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５４号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第５５号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第５５号を採決します。

議案第５５号に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５５号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第５６号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第５６号を採決します。

議案第５６号に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５６号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第５７号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第５７号を採決します。

議案第５７号に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５７号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第５８号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第５８号を採決します。

議案第５８号に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５８号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎日程第１４ 議案第８１号 紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第１４、議案第８１号、紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明を求めます。総務課長、坂君。

（総務課長 坂 詳吾君 登壇）

○総務課長（坂 詳吾君） おはようございます。それでは、議案書の５９ページをお開きください。

議案第８１号、紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について。

紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

令和４年１１月２９日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございます。

特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の改正を行うものでございます。

次の６０ページを御覧ください。

紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例でございます。

紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正。

第１条、紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は次の表中下線の部分である。

第６条第２項中１００分の１６０を１００分の１６５に改めるものでございます。

これにつきましては、本年１２月期に支給する期末手当に係る支給割合の改正でございます。

次の６１ページを御覧ください。

第2条、紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は次の表中下線の部分である。

第6条第2項中100分の165を100分の162.5に改めるものとございます。

これにつきましては、令和5年度以降において、6月期と12月期に支給する期末手当に係る支給割合の改正でございます。

この改正により、年間0.05か月分、期末手当が増えることとなります。つまり現行では期末手当は年間3.2か月分支給されておりますが、改正後は3.25か月分となります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。

ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行するものとございます。

以上、簡単ではございますが、議案第81号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

(総務課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) これから質疑を行います。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) おはようございます。それでは、少しお聞きしたいと思います。

これ、今、説明があったとおり、3.2か月が3.25か月ということで上げられるということでございます。これについては、議会に対するいろんな御批判もある中で、この費用弁償条例、この改正は、議会についてはやらなければならないものであるのかどうか、それについてお聞きしたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 総務課長、坂君。

(総務課長 坂 詳吾君 登壇)

○総務課長(坂 詳吾君) それでは、美濃良和議員の御質疑にお答えをいたします。

この改正につきましては、国の法律の改正並びに人事院勧告によりまして国の法律の改正がありまして、国も県の人事院のほうもこういう改正を行うということで、行っているものとございますので、それに準じて当町のこの条例の改正も行っていくというも

のでございますので、御理解いただきたいと思います。

(総務課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） この人勧に伴うというふうに言われましたかね。ちょっと聞き取りにくかったんですが、まず確認したいと思います。

○総務課長（坂 詳吾君） 人事院勧告です。

○11番（美濃良和君） 私たち議会も、この間、区長会の皆さん方と懇談会を持ちました。その中でもいろんな御意見ございましたけども、中には議会に対する御批判があって、定数を考えたらどうかというふうな御意見もございました。私は委員長という立場で、そのことについては置いときますけれども、普通、議会というのは、この場で町民の声をたくさん披瀝、提案し、そして、町政が正しく反映していくためにするものですから、普通に考えるならば、議会の定数というのは増やしても、減らすべきではないというふうになるのではないかというふうに思います。

今後、いろいろと検討はしなきゃなりませんけれども、取りあえず、そういうふうな点で考えた場合、この減らせという御意見は、要するに、予算以外にはないわけですよ。こういうふうに意見をどんどんと、議会制民主主義というこの制度を取っていく場合については、これは当然もう一人でも多くの議員の皆さん方がこの議会の場で発言をすると。我々は4年間、有権者の皆さんから、この場で発言をすることを許されてきているわけですから、その実行をしていくということがなければならんというふうに思うんです。そういうことでありますから、この我々に対してそういうふうな御意見があるとするならば、それはやっぱりこの報酬の面で、できるだけ有権者の皆さん方に分かってもらえるとしたら、この上げていくということについては、これは若干問題があるかと、そのように私は感じたんでございますけれども、どうしてもこの人勧は実施しなければならないと、そういうものであるんかどうか、それについてもお聞きしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

○町長（小川裕康君） それでは、私から、美濃議員の御質疑にお答えいたします。

まず、議員がおっしゃられた定数のことについて、この場では若干違うと思いますので、この条例改正の部分についてお答え申し上げます。

先ほど、総務課長も申したように、国の人事院は国に対して勧告を行いました。和歌

山県人事委員会は和歌山県に対して勧告を行われています。それに基づいて、私ども、条例提案をしているわけなので、人事院勧告におきましては、勧告の内容というのは、去年は手当の率が少し下がりました。今回は上がるという、上がる時もあるし、下がる時もあるというのは、だから、それは人事院がいろんな調査の中で、民間との比較をした上での判断によるものでありまして、我々、その人事院もしくは和歌山県の人事委員会の勧告に基づいて、条例改正案を提案させていただいているところでありますので、そういうことで御理解いただきたいなと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 要するに、その人事院勧告というのがあったとしても、それは絶対にやらなければならないということにはないわけですね。

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

○町長（小川裕康君） お答えをいたします。

必ずしなければいけないというものではないというふうに理解しております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第81号に対して討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） 私は反対の立場から討論を行ってまいりたいと思います。

今、確かに議会の議員に成り手がないと、そういうふうなことで、報酬の高い市は多いですけれども、報酬の少ない町村においては、なかなか成り手が少ないというふうなことが現実的に起こってきています。そういう点で、この報酬問題についても真剣に考えなければならないというふうには思います。しかし、今、またそれに対して、この議会に対するまた御批判の声もあると。これも事実であります。これについては、議会の活動というのが十分に選んでいただいた有権者の皆さん方に伝わっていないということ

もあるかというふうに思うんです。

いろんな指標なんかがございますけれども、我々は、この町を少しでも活性化していかなきゃならない、そういう前向きな討論を行う、それがこの議会のあるべき姿だというふうに思います。そういう点で、議会の数、それから報酬というふうに考えたならば、たとえ報酬を減らしてでも、この議員の数を保つというのが普通であるかというふうに思うんです。そういう点で、今回のこの期末手当の引上げということでございますけれども、金額は大きいというふうなことでもございませんけれども、しかし、そういう立場からするならば、この引上げということはやはり問題があるかというふうに思います。そういう点で、この引上げ案に反対いたします。

(1 1 番 美濃良和君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) ほかに反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから議案第 8 1 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長 (伊都堅仁君) 起立多数です。

したがって、議案第 8 1 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 5 議案第 8 2 号 紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について

○議長 (伊都堅仁君) 日程第 1 5、議案第 8 2 号、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明を求めます。総務課長、坂君。

(総務課長 坂 詳吾君 登壇)

○総務課長 (坂 詳吾君) それでは、議案書の 6 2 ページをお開きください。

議案第 8 2 号、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について。

紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございます。

一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の改正を行うものでございます。

次の 6 3 ページを御覧ください。

紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例でございます。

紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部改正。

第 1 条、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は次の表中下線の部分である。

第 5 条第 1 項ただし書中、1 0 0 分の 1 6 2 . 5 を 1 0 0 分の 1 6 7 . 5 に改めるものでございます。

これにつきましては、本年 1 2 月期に支給する期末手当に係る支給割合の改正でございます。

次の 6 4 ページを御覧ください。

第 2 条、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は次の表中下線の部分である。

第 5 条第 1 項ただし書中、1 0 0 分の 1 6 7 . 5 を 1 0 0 分の 1 6 5 に改めるものでございます。

これにつきましては、令和 5 年度以降において 6 月期と 1 2 月期に支給される期末手当の支給割合の改正でございます。

この改正により、年間 0 . 0 5 か月分、期末手当が増えることとなります。

つまり、現行では期末手当は年間 3 . 2 5 か月分支給されておりますが、改正後は 3 . 3 か月分となります。

附則の内容につきましては、この条例は公布の日から施行する。

ただし、第 2 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第８２号の説明とさせていただきます。よろしく
お願いいたします。

(総務課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） これから質疑を行います。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第８２号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第８２号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第８２号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１６ 議案第８３号 紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第１６、議案第８３号、紀美野町職員給与条例の一部
を改正する条例について議題とします。

説明を求めます。総務課長、坂君。

(総務課長 坂 詳吾君 登壇)

○総務課長（坂 詳吾君） それでは、議案書の６５ページをお開きください。

議案第８３号、紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について。

紀美野町職員給与条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１
項の規定により議会の議決を求める。

令和４年１１月２９日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございます。

人事院の職員給与の改定に関する勧告により、国家公務員の一般職の職員の給与に関
する法律が改正されたことに伴い、紀美野町職員給与条例の改正を行うものでございま

す。

次の66ページをお開きください。

紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例でございます。

改正内容でございますが、まず、改正条例第1条について御説明申し上げます。

勤勉手当について規定してございます第23条第2項第1号中の改正につきましては、本年12月期の支給割合を再任用職員以外の職員については100分の95を100分の105に改めるものでございます。

また、同項第2号中の改正につきましては、本年12月期の勤勉手当の支給割合を再任用職員については100分の45を100分の50に改めるものでございます。

次に、民間給与との較差を解消するための初任給及び若年層の給料月額の上上げを行うため、別表第1、別表第2及び別表第3を改正してございます。これらの別表につきましては、議案書67ページから83ページに掲載をしてございます。

続きまして、議案書の84ページの改正条例第2条につきまして御説明申し上げます。

これにつきましては、令和5年度以降において6月期と12月期に支給される勤勉手当の支給割合の改正でございます。

勤勉手当について規定してございます第23条第2項第1号中の改正につきましては、支給割合を再任用職員以外の職員については100分の105を100分の100に改めるものでございます。

また、同項第2号中の改正につきましては、勤勉手当の支給割合を再任用職員については100分の50を100分の47.5に改めるものでございます。

この改正により、再任用職員以外の職員については年間0.1か月分、勤勉手当が増えることとなります。

つまり、現行では勤勉手当は年間1.9か月分支給されておりますが、改正後は2.0か月分となります。

また、再任用職員については年間0.05か月分、勤勉手当が増えることとなります。

つまり、現行では勤勉手当は年間0.9か月分支給されておりますが、改正後は0.95か月分となります。

議案書の85ページの附則について御説明申し上げます。

第1条では、この条例は公布の日から施行するものでございますが、改正条例第2条の規定につきましては、令和5年4月1日から施行するものでございます。

また、適用区分といたしまして、第1条の規定による改正後の紀美野町職員給与条例につきましては、令和4年4月1日から適用するものでございます。

第2条では、条例第1条の適用前に支給した給与は、改正後の条例の規定の給与の内払いとみなす規定でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第83号の説明といたします。よろしくお願いいたします。

(総務課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) これから質疑を行います。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) 今、いろいろと御説明いただいたわけでございますけれども、全て上がるということでございます。今、まさに大変な物価が上がってきている中で、引上げが当然必要であるかというふうに思うんですけれども、さて、この会計年度任用職員ですね。先ほどの説明ではそのことについてはなかったわけでございますけれども、特にこの辺のところが国の法律にも矛盾があるようでございますけれども、うちの町においてはどうかであるのか、その辺をもう少し御説明願いたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 総務課長、坂君。

(総務課長 坂 詳吾君 登壇)

○総務課長(坂 詳吾君) それでは、美濃良和議員の御質疑にお答えをいたします。

まず、今回の改正につきましては、勤勉手当の改正ということが一つでございます。会計年度任用職員につきましては、勤勉手当というのはございませんので、今回は会計年度につきましては勤勉手当はないというものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

(総務課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 11番、美濃良和君。

○11番(美濃良和君) 会計年度任用職員というふうに名称も変わった。この法律も変わってきたわけでございますけれども、この時点で、国のほうの職員について、勤勉手当がなかったと。この臨時職の方々ですね、正規職員じゃない方々について。そ

れについて、現在は国のほうでもその勤勉手当があると、非正規の方についても。であることで、非常に矛盾が起こってきているわけなんですよ。うちの町についても、その辺のところを整理して、うちの町の独自のこの条例でもって手当を支給するというこのことについてはできないんですか。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

○総務課長（坂 詳吾君） 美濃良和議員の再質疑にお答えいたします。

国におきましては、会計年度任用職員というものはございませんので、その分、町のほうのみと。町のほうといいますか、地方公共団体のみでございますので、町のほうのみの会計年度任用職員ということでございますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 非正規の職員はあるでしょう、国でも。そのところの問題はどうなっているんですか。以前はそういうことで、国のほうは、非正規については、このように手当を支給しないということであつたけれども、現在は支給されていると私は聞いていますけれども、そういうふうに非常に矛盾があるというふうに思います。まして、うちの職員さんも、さきの質問で聞いたように、160人もおられると、この町で。その方々が現在の正規職員の181人、この辺の数字からしても、片やある、片やないということについては、この問題、矛盾が出てこないのか、その辺についてはどうですか。うまくいくということになりますか。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

○総務課長（坂 詳吾君） 美濃良和議員の再々質疑にお答えをいたします。

会計年度任用職員さんの勤勉手当については、今、国のほうでもちょっと議論されておりまして、今後、その分については、当町においても検討をしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第83号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから議案第83号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第87号 工事請負契約の締結について

○議長(伊都堅仁君) 日程第17、議案第87号、工事請負契約の締結について議題とします。

説明を求めます。総務課長、坂君。

(総務課長 坂 詳吾君 登壇)

○総務課長(坂 詳吾君) それでは、議案書の94ページをお開きください。議案参考資料1から2ページも併せて御覧いただきたいと思います。

議案第87号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出 紀美野町長 小川裕康

この契約につきましては、令和3年第4回紀美野町議会定例会で御可決をいただきました債務負担行為補正のうち、令和5年度の6,040万1,000円に係る部分の契約でございます。

契約の目的は、地上デジタル放送設備機器更新工事でございます。平成22年3月31日から稼働している地上デジタル放送再送信設備にある電子機器の更新を行うとともに、映像品質の改善を図るため光ケーブルへの変更及び監視装置の更新を行うものでございます。契約方法は随意契約で、契約金額は6,040万1,000円。契約の相手方は大阪市中央区常盤町1丁目3番8号中央大通FNBビル11階、株式会社NHKテクノロジーズ大阪総支社、総支社長、嶋田豊秋でございます。

契約相手の選定理由としまして、今回の契約の相手方である株式会社NHKテクノロジー

ジーブ大阪総支社は、当町の地上デジタル放送設備の当初設計及び工事を行った業者であり、設備の詳細を把握しており、運用開始から現在まで保守業務も行っているため改善箇所も把握できており、有効的な施工を行うことができることから、契約の相手方としたいものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第８７号の説明とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

(総務課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第８７号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第８７号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第８７号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１８ 議案第７７号 紀美野町個人情報保護法施行条例の制定について

◎日程第１９ 議案第７８号 紀美野町個人情報保護審査会条例の制定について

◎日程第２０ 議案第７９号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

◎日程第２１ 議案第８０号 紀美野町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第１８、議案第７７号、紀美野町個人情報保護法施行条例の制定についてから、日程第２１、議案第８０号、紀美野町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてまで４議案を一括議題とします。

説明を求めます。総務課長、坂君。

(総務課長 坂 詳吾君 登壇)

○総務課長(坂 詳吾君) それでは、議案書の1ページをお開きください。

議案第77号、紀美野町個人情報保護法施行条例の制定について。

紀美野町個人情報保護法施行条例を次のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第50条及び第51条の規定により個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から地方公共団体にも同法の規定が適用されることとなったため、紀美野町個人情報保護条例を廃止し、紀美野町個人情報保護法施行条例を新たに制定するものでございます。

2ページをお開きください。

紀美野町個人情報保護法施行条例。

第1条、趣旨としまして、この条例は個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条、定義としまして、当条例の規定が適用される実施機関について定めるものでございます。

第3条は、個人情報ファイルの保有等に関する事前通知について規定するものでございます。

個人情報ファイルとは、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を容易に検索することができるように、体系的に構成した保有個人情報を含む情報の集合物ですが、第1項は、実施機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、事前に町長に通知するとするものでございます。

第2項は、第1項の規定について、個人情報の保護に関する法律第74条第2項各号に掲げるものには適用しないとするものでございます。

第3項は、第1項の規定により通知した個人情報ファイルについて、実施機関が保有をやめたときなどに町長に対し通知することを規定するものでございます。

第4条は、手数料等について規定するものでございます。開示請求に係る手数料については無料とし、保有個人情報は、記録されている地方公共団体等行政文書の写しの作

成及び送付に要する費用については、町長が定める額を徴収するものでございます。従前の紀美野町個人情報保護条例第31条と同様の取扱いとする規定となっております。

第5条は、開示決定等の期限についての規定でございます。個人情報保護法では、開示決定等の期限が30日以内となっておりますが、従前のとおり、15日以内とし、事務処理上の困難、その他正当な理由があるときは、30日以内に限り延長することができるものとしてございます。

2ページから3ページにかけて、第6条は、開示決定等の期限の特例の規定でございます。

第5条の規定により、最長45日となる期限について、事務の処理に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、保有個人情報の相当の部分につき、当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については、相当の期間内に開示決定等をすれば足りると規定するものでございます。

第7条は、審査会への諮問に係る規定でございます。個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときに、各号のいずれかに該当する場合、紀美野町個人情報保護審査会に諮問することができる規定でございます。

第8条は、委任としまして、この条例の実施のため必要な事項は規則で定めるものでございます。

続いて、附則でございます。

第1条は、施行期日を令和5年4月1日とするものでございます。

第2条は、紀美野町個人情報保護条例は廃止するものでございます。

4ページの第3条は、紀美野町債権管理条例の一部改正に係るもので、紀美野町個人情報保護条例の廃止に伴う引用条例等の変更でございます。

5ページの第4条は、紀美野町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正に係るもので、紀美野町個人情報保護条例の廃止に伴う引用法令の変更でございます。

6ページの第5条は、経過措置に係る規定でございます。

第1項は、各号に掲げるものに係る廃止前の紀美野町個人情報保護条例の規定に基づく個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない義務については、なお従前の例によるものとするものでございます。

第2項は、施行日前に請求された個人情報の開示、訂正、削除、利用中止及び利用停止の取扱いについては、なお従前の例によるものものとさせていただきます。

第3項は、施行日前に旧条例の規定による個人情報保護審査会にされた諮問は審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例によるものものとさせていただきます。

第4項は、旧条例の規定による個人情報保護審査会の委員に係る職務上知り得た秘密を漏らしてはならない責務については、なお従前の例によるものものとさせていただきます。

6ページから7ページにかけて、第5項は、各号に掲げる者が正当な理由がないのに、この条例の施行前に保有していた個人情報ファイルをこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役または100万円以下の罰金とする罰則規定でございます。

第6項は、第5項、各号に掲げるものがその業務に関して知り得たこの条例の施行前に保有していた旧個人情報をこの条例の施行後に自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供した、または盗用したときは、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する罰則規定でございます。

第6条は、旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後もなお従前の例によるものものとさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、議案第77号、紀美野町個人情報保護法施行条例の制定についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の8ページをお開きください。

議案第78号、紀美野町個人情報保護審査会条例の制定について。

紀美野町個人情報保護審査会条例を次のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第50条及び第51条の規定により、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から地方公共団体にも同法の規定が適用されることとなり、紀美野町個人情報保護審査会について規定されていた紀美野町個人情報保護条例が廃止されることに伴い、紀美野町個人情報保護審査会条例を新たに制定するものものとさせていただきます。

9ページをお開きください。

紀美野町個人情報保護審査会条例。

第1条は、個人情報保護法及び紀美野町議会個人情報保護条例に基づく個人情報保護制度の適正かつ公正な運営の確保のため、個人情報保護審査会を置くとするものでございます。

第2条は、審査請求等についての調査審議等、審査会の所掌事務を規定するものでございます。

また、第2項では、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、実施機関に意見を述べるができるとするものでございます。

第3条は、審査会は5人以内の委員をもって組織する規定でございます。

第4条は、町長が委嘱する審査会の委員について、任期は3年とし、再任されることができ、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならないと規定するものでございます。

9ページから10ページにわたりまして、第5条は、審査会の調査権限について規定するもので、必要があると認めるとき、実施機関等に対し保有個人情報の提示を求めることができ、実施機関等はこれを拒んではならないとするものでございます。

また、第3項では、必要があると認めるときには、実施機関等の職員等に対して出席を求め、意見、説明を聞き、資料の提出を求めることができるとするものでございます。

第6条は、意見の陳述について規定するもので、審査請求人等から申立てがあったときは、口頭で意見を述べる機会を与えなければならないとするものでございます。

第7条は、審査会の行う調査審議の手続は公開しないとする規定でございます。

第8条は、委任としまして、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は規則で定めるものでございます。

附則としまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第78号、紀美野町個人情報保護審査会条例についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の11ページをお開きください。

議案第79号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございますが、地方公務員法が改正され、段階的に定年が引き上げられること等に伴い、関係条例の整備を行うものでございます。

12ページをお開きください。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

第1条は、紀美野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。

第3条について、地方公務員法の改正に伴う引用条項の変更でございます。

13ページをお開きください。

第2条は、紀美野町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正でございます。

第1条について、地方公務員法の改正に伴う文言の追加でございます。

また、附則としまして、降給に関する経過措置を追加するものでございます。

14ページをお開きください。

第3条は、紀美野町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正でございます。

第3条の減給に係る取扱いについて、発令の日から給与月額に変更がある場合の取扱いについての規定を追加するものでございます。

15ページをお開きください。

第4条は、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正でございます。

第2条について、地方公務員法の改正により再任用制度が廃止されることに伴う改正でございます。

16ページをお開きください。

16ページから18ページにかけての第5条は、紀美野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。

地方公務員法の改正により、再任用制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制度が開始されることに伴う名称の変更等の改正でございます。

18ページをお開きください。

18ページから24ページにかけての第6条は、紀美野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。

第2条、第9条、第14条及び第15条について、地方公務員法の改正により再任用制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制度が開始されることに伴う規定の追加、名

称の変更等の改正でございます。

25ページをお開きください。

25ページから39ページにかけての第7条は、紀美野町職員給与条例の一部改正でございます。

第8条の3は、地方公務員法の改正により再任用制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制度が開始されることに伴う規定の変更でございます。

第15条は、地方公務員法に則した文言の変更と定年前再任用短時間勤務職員に係る規定を追加するものでございます。

第18条、第22条及び第23条は、地方公務員法に則した文言の変更と再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員へと変更するものでございます。

32ページの第30条の2は、定年前再任用短時間勤務職員に係る昇給、各種手当等について、適用除外となるものを規定するものでございます。

32ページから33ページにかけての附則第12項は、60歳に達した最初の4月1日以降の職員の給与月額について7割水準とする規定でございます。

33ページの附則第13項は、前項の規定が適用されない職員を定めるものでございます。

33ページから34ページの附則第14項は、降任等された職員について、附則第12項の規定による給与月額が異動日の前日に受けていた給料月額の7割を下回る場合に、その差額を支給するというものでございます。

34ページの第15項は、第14項の規定による給料月額等の合計額が最高の号給の給料月額を超える場合における取扱いに関する規定でございます。

34ページから35ページの第16項は、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、第14項の規定により給料を支給される職員との権衡上必要がある場合に、規則に定めるところにより第14項、第15項の規定に準じて算出した額を給料として支給する規定でございます。

35ページの第17項は、第14項または第16項の規定による給料を支給される職員以外の第12項の規定の適用を受ける職員で、任用の事情を考慮して権衡上必要がある場合には、規則で定めるところにより第14項から第16項の規定に準じた額を給料として支給する規定でございます。

第18項は、第12項から第17項までに定めるもののほか、その他各規定の施行に

関し必要な事項は規則で定めるものとございます。

36ページから37ページにかけての別表第1、第2及び第3については、再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に変更し、基準給料月額を追記するものとございます。

37ページから38ページにかけての別表第4は、3級に新たな職務として調整員を追加するものとございます。

39ページをお開きください。

第8条は、紀美野町職員再任用条例の廃止でございます。

地方公務員法の改正により再任用制度が廃止されることに伴い、当該条例を廃止するものとございます。

続いて、附則でございます。

第1条は、施行期日を令和5年4月1日とするものとございます。

第2条は、令和3年改正法、暫定再任用職員、暫定再任用短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員について、用語を定義するものとございます。

第3条は、暫定再任用職員に係る第4条の規定による公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置でございます。

40ページの第4条は、暫定再任用短時間勤務職員に係る第5条の規定による紀美野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置でございます。

第5条は、紀美野町職員の給与条例の一部改正に伴う経過措置でございます。

第1項は、暫定再任用職員の給料月額の取扱いに係る規定でございます。

第2項は、育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する取扱いに係る規定でございます。

第3項は、暫定再任用短時間勤務職員の給料月額に係る取扱いに関して、勤務時間に応じて給料月額を計算するという規定でございます。

第4項は、暫定再任用短時間勤務職員の通勤手当、超過勤務手当は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして適用する規定でございます。

第5項は、暫定再任用職員の期末手当は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして適用する規定でございます。

第6項は、勤勉手当について、暫定再任用職員にも適用する規定でございます。

41ページの第7項は、第30条の2の規定について、暫定再任用職員にも適用するものとございます。

第8項は、施行日前に定年の特例により、引き続いて勤務している職員について、新給与条例の附則第12項から第18項までの規定は適用しないとするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第79号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の42ページをお開きください。

議案第80号、紀美野町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について。

紀美野町職員の定年等に関する条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めます。

令和4年11月29日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございますが、地方公務員法が改正され、段階的に定年が引き上げられること等に伴い、紀美野町職員の定年等に関する条例の改正を行うものでございます。

43ページをお開きください。

紀美野町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例。

紀美野町職員の定年等に関する条例の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は次の表中下線の部分である。

今回の改正では、本則を章立てにして、定年制度、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制について定めたため、題名の次に目次を置くこととしております。

目次としまして、第1章総則、第2章定年制度、第3章管理監督職勤務上限年齢制、第4章定年前再任用短時間勤務制、第5章雑則、そして、附則でございます。

第1条は、地方公務員法改正に伴う引用規定の変更でございます。

44ページの第3条は、定年年齢に関する規定でございますが、定年の引上げにより、定年年齢が原則65歳となるものでございます。

また、第2項は、現在、定年年齢が65歳となっている診療所の医師については70歳とするものでございます。

44ページから46ページにかけての第4条は、定年による退職の特例として、特定の事由がある場合に、定年を超えて引き続き勤務させることができるというものでございます。

46ページの第6条は、特定の年齢に達すると管理監督職から降任等する管理監督職勤務上限年齢制の対象となる職員を定めるもので、給与条例に定める管理職手当を支給

される職員を対象とするものでございます。

ただし、その職務と責任に特殊性がある診療所の医師には適用しないこととするものでございます。

第7条は、管理監督職勤務上限年齢については、条例で定めることとされており、その年齢を60歳とするものでございます。

第8条は、管理監督職勤務上限年齢に達した職員の降任等について、遵守すべき基準を定めるものでございます。

第1号の基準は、当該職員の人事評価の結果または勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任等をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に降任等を行うこととするものでございます。

第2号の基準は、役職定年による降任等後の職については、できる限り上位の職制上の段階に属する職に降任等を行うこととするものです。

第3号の基準は、役職定年により管理監督職である職員を非管理監督職に降任する際に、その職員よりも上位の職制上の段階に属する職員についても役職定年により非管理監督職に降任するような場合には、原則として同じ職制上の段階に属する非管理監督職に降任させるか、それよりも下位の段階に属する非管理監督職に降任することとするものでございます。

47ページの第9条は、管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例を定める規定でございます。

47ページから48ページにかけての第1項は、職務遂行上の事情や職務の特殊性に着目した特例任用について定めるものでございます。

第1号から第3号までに掲げる事由に該当する場合、職員の異動期間の末日後も1年以内の期間で異動期間中に就いていた管理監督職に引き続き就かせることができるというものでございます。

48ページから49ページにかけての第2項は、一度延長した対象職員の異動期間を延長された異動期間の末日の翌日から1年以内の期間でさらに延長することができる旨を定めるものでございます。ただし、異動期間の末日の翌日から最長3年間とするものでございます。

49ページの第10条は、第9条に規定する異動期間の延長について、あらかじめ職

員の同意は必要である旨を定めるものでございます。

第11条は、第9条に規定する異動期間の延長事由が消滅した場合、他の職への降任等を行う旨を規定するものでございます。

49ページから50ページにかけての第12条は、新たに導入される定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する規定でございます。

定年前再任用短時間勤務制は、60歳に達した日以後、定年前に退職した者を短時間勤務の職に採用することができる制度でございます。

定年前再任用短時間勤務職員の任期は、定年前再任用の日から定年退職日相当日までとなるものでございます。

第13条は、組合を構成する地方公共団体と組合間の定年前再任用短時間勤務職員の任用が可能とされており、その任用について規定するものでございます。

第14条は、この条例の実施に関し必要な事項は規則で定めるものでございます。

50ページから51ページにかけての制定附則第2項及び第3項は、定年に関する経過措置を定めるものでございます。

第2項は、現行の定年年齢が60歳の職員に対する定年の段階的引上げに関する経過措置でございます。

第3項は、現行の定年年齢が65歳の職員に対する定年の段階的引上げに関する経過措置でございます。

51ページから52ページにかけての制定附則第4項は、情報提供・意思確認制度に関する規定でございます。

1点目として、職員が60歳に達する日の属する年度の前年度に60歳に達する日以後に適用される任用、給与、退職手当の制度等に係る情報提供をすること。

2点目として、60歳の誕生日以降の勤務の意思または退職の意思等を確認するよう努めることとするものでございます。

次に、改正附則でございます。

52ページの改正附則第1条は、施行期日について、令和5年4月1日から施行するものでございます。

また、改正附則第11条は、令和5年度に60歳に達する職員に対して、令和4年度に情報提供・意思確認を行うための規定であるため、公布の日から施行することとするものでございます。

改正附則第2条は、勤務延長に関する経過措置でございます。

52ページから53ページにかけての第1項は、施行日前に勤務延長を行った職員についても、第4条に規定に基づき、その期限を延長できることを規定するものでございます。

53ページの第2項は、定年の段階的引上げ期間中において、勤務延長職員が一時的に定年年齢に達していない時期が生じた場合であっても、定年に達している職員と同様に昇任等ができないことを規定するものでございます。

53ページの第3項は、新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用するものでございます。

53ページから56ページにかけての改正附則第3条から第6条までの規定は、定年退職者等の再任用、暫定再任用に関する経過措置でございます。

53ページから54ページにかけての第3条第1項は、施行日前に定年退職した者で、65歳に達する年度の末日までにある者等を規則で定める情報に基づく選考により、現行の再任用制度と同様に1年以内の任期中で常時勤務を要する職に採用することができることを規定するものでございます。

54ページの第2項は、定年が65歳となるまでの間、施行日以降に定年退職した者で、65歳に達する年度の末日までにある者等を規則で定める情報に基づく選考により、現行の再任用制度と同様に1年以内の任期中で常時勤務を要する職に採用することができることを規定するものでございます。

54ページの第3項は、暫定再任用職員の任期は、65歳に達する年度の末日まで、1年ずつ更新することができることを規定するものでございます。

54ページから55ページにかけての第4項は、暫定再任用職員の任期の更新は、勤務実績が良好である場合に行うことができることを規定するものでございます。

55ページの第5項は、暫定再任用職員の任期の更新は、事前に本人の同意を得なければならないことを規定するものでございます。

55ページの改正附則第4条は、組合を構成する地方公共団体と組合間の暫定再任用の規定でございます。

第1項は、施行日前に組合を定年退職した者で、65歳に達する年度の末日までにある者等を規則で定める情報に基づく選考により、現行の再任用制度と同様に、1年以内の任期中で常時勤務を要する職に採用することができることを規定するものでございます。

第2項は、定年が65歳となるまでの間、施行日以降に組合を定年退職した者で、65歳に達する年度の末日までにある者等を規則で定める情報に基づく選考により、現行の再任用制度と同様に、1年以内の任期中で常時勤務を要する職に採用することができることを規定するものでございます。

第3項は、前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用するものでございます。

55ページの改正附則第5条第1項は、施行日前に定年退職した者で、65歳に達する年度の末日までにある者等を規則で定める情報に基づく選考により、現行の再任用制度と同様に、1年以内の任期中で短時間勤務の職に採用することができることを規定するものでございます。

55ページから56ページにかけての第2項は、定年が65歳となるまでの間、施行日以降に定年退職した者で、65歳に達する年度の末日までにある者等を規則で定める情報に基づく選考により、現行の再任用制度と同様に、1年以内の任期中で短時間勤務の職に採用することができることを規定するものでございます。

56ページの第3項は、前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用するものでございます。

56ページの改正附則第6条は、組合を構成する地方公共団体と組合間の暫定再任用の規定でございます。

第1項は、施行日前に組合を定年退職した者で、65歳に達する年度の末日までにある者等を規則で定める情報に基づく選考により、現行の再任用制度と同様に、1年以内の任期中で短時間勤務の職に採用することができることを規定するものでございます。

第2項は、定年が65歳となるまでの間、施行日以降に組合を定年退職した者で、65歳に達する年度の末日までにある者等を規則で定める情報に基づく選考により、現行の再任用制度と同様に、1年以内の任期中で短時間勤務の職に採用することができることを規定するものでございます。

第3項は、前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用するものでございます。

56ページの改正附則第7条は、改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び条例で定める年齢を定める規定でございます。

同項の趣旨としましては、暫定再任用職員を昇任、降任、転任により、任期の定め

ない職員とすることはできないというものでございます。

５７ページの改正附則第８条は、改正法附則第８条第４項の規定により、読み替えて適用する新法第２２条の４第４項の条例で定める職及び条例で定める年齢を定める規定でございます。

同項の趣旨としましては、短時間勤務の職に任用することができる者を定年前再任用短時間勤務職員に限定していますが、加えて、暫定再任用短時間職についても、短時間勤務の職に任用できることとするものでございます。

改正附則第９条は、改正法附則第８条第５項の条例で定める職並びに条例で定める者及び条例で定める職員を定める規定でございます。

同項の趣旨としましては、施行日以降、退職者の暫定再任用は、その職に係る定年年齢に達している者を対象としていますが、定年が引き上がる日においては、一旦定年年齢に達していた者が再び定年年齢未満になってしまうため、これらの者について、当該日以後も定年に達しているものとみなすというものでございます。

５７ページから５８ページにかけての改正附則第１０条は、定年の段階的引上げ期間中においては、定年前再任用短時間勤務職員の任期終了時点で再び定年前となる場合があるため、改めて定年前再任用短時間勤務職員に採用等することができないことを規定するものでございます。

５８ページの改正附則第１１条は、改正法附則第２条第３項に規定する条例で定める年齢を定める規定でございます。

令和５年度に６０歳に達する職員に対しては、改正法附則第２条第３項の規定に基づき、令和４年度に情報提供・意思確認を行う必要があり、その年齢を規定するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第８０号、紀美野町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願いいたします。

（総務課長 坂 詳吾君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） しばらく休憩します。

休 憩

（午前１０時３３分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前 10 時 45 分）

◎日程第 22 議案第 84 号 紀美野町児童館条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第 22、議案第 84 号、紀美野町児童館条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明を求めます。教育次長、曲里君。

（教育次長 曲里充司君 登壇）

○教育次長（曲里充司君） 議案書の 86 ページをお開きください。

議案第 84 号、紀美野町児童館条例の一部を改正する条例について。

紀美野町児童館条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 11 月 29 日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございます。

児童等の利用減少に伴い休館している紀美野町吉野児童館、紀美野町小畑児童館及び紀美野町動木児童館を廃館とし、紀美野町吉野児童館を吉野西集会所に、紀美野町動木児童館を曲谷集会所に用途変更するため、紀美野町児童館条例の改正を行うものでございます。

近年の児童数の減少や、放課後の過ごし方が多様化してきています。自宅で遊ぶツールや機会が多くなり、集団の時代から個の時代にシフトしてきています。その状況の下、利用者数の減少により、小畑児童館は平成 25 年 10 月 1 日から、吉野児童館と動木児童館は令和 3 年 6 月 1 日から休館としておりました。今後も児童数の増加や館利用者の増加が見込めない状況であるため、小畑児童館、動木児童館、吉野児童館を廃館するものでございます。

また、児童館所在の 3 地区区長さんなどと協議を行い、廃館する 3 児童館のうち、地区として引き続き集会所として利用したいと申出のありました吉野児童館、動木児童館について、それぞれ、吉野西集会所、曲谷集会所に用途変更をするものでございます。

議案書の 87 ページになります。

紀美野町児童館条例の一部を改正する条例。

紀美野町児童館条例の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は次の表中太線の部分である。

第2条、児童館の名称及び位置は次のとおりとなります。

小畑児童館、動木児童館、吉野児童館を廃館するものでございます。

附則でございます。

第1項は、施行期日でございます。この条例は令和5年の4月1日から施行するものでございます。

議案書の88ページから91ページになります。

第2項、紀美野町地区集会所条例の一部を改正する条例でございます。

紀美野町地区集会所条例の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は次の表中太線の部分である。

動木児童館を曲谷集会所として、吉野児童館を吉野西集会所として用途を変更し、集会所として利用を継続していくものでございます。

以上、紀美野町児童館条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

◎日程第23 議案第85号 指定管理者の指定について

○議長（伊都堅仁君） 日程第23、議案第85号、指定管理者の指定について議題とします。

説明を求めます。産業課長、吉見君。

(産業課長 吉見將人君 登壇)

○産業課長（吉見將人君） それでは、議案書の92ページをお開きください。

議案第85号、指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出 紀美野町長 小川裕康

1、指定管理者に管理を行わせる施設でございますが、紀美野町井堰124番地1、紀美野町雨山水辺公園でございます。

2、指定管理者に指定する団体でございますが、紀美野町初谷10番地、雨山の郷プロジェクト。代表者 岡 博誠でございます。

3、指定する期間でございますが、令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

の5年間でございます。

今回の指定管理につきまして、令和4年9月28日より約1か月間、公募を行ったところ、現在、指定管理者として指定している雨山の郷プロジェクトのみの応募があり、指定管理者候補者選定委員会において審査の結果、今後の運営体制や公園の管理、公共性等について、基準点を大きく上回ったとの審査結果があり、指定管理者として指定することを提案するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第85号の説明とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

(産業課長 吉見将人君 降壇)

◎日程第24 議案第86号 指定管理者の指定について

○議長（伊都堅仁君） 日程第24、議案第86号、指定管理者の指定について議題とします。

説明を求めます。教育次長、曲里君。

(教育次長 曲里充司君 登壇)

○教育次長（曲里充司君） 議案書の93ページを御覧ください。

議案第86号、指定管理者の指定についてでございます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出 紀美野町長 小川裕康

令和3年の7月7日にみさと天文台リニューアルオープンと同時に、隣接の宿泊施設として紀州材の家具や広々としたウッドデッキを新たに整備し、ガスグリルによるバーベキューを楽しめる3棟の紀美野町星の動物園バンガローがリニューアルオープンをいたしました。

管理運営については、業務の効率化やサービスの向上のため、令和3年度から現在まで、株式会社海南社に委託を行っているところでございます。

紀美野町星の動物園バンガローの指定管理について、より一層のサービスの向上と業務の効率化を目指すため、紀美野町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、令和4年9月28日から約1か月間、公募を行った結果、株式会社海南社、1団体の応募があったものでございます。

効率的かつ効果的に管理を行っていただける団体であるかなど、令和4年の1

1月7日に選定委員会の皆様方に御審議をいただき、指定管理者の候補者として認められたところでございます。

指定管理者に管理を行わせる施設の所在地は、紀美野町松ヶ峯99番地13ほかでございます。

名称は、紀美野町星の動物園バンガローでございます。

指定管理者に指定する団体の所在地は、和歌山県海南市井田136番地1。名称は、株式会社海南社。代表者は、代表取締役 半田雅義でございます。

指定する期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日まででございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

◎日程第25 議案第88号 令和4年度紀美野町一般会計補正予算(第7号)について
○議長(伊都堅仁君) 日程第25、議案第88号、令和4年度紀美野町一般会計補正予算(第7号)について議題とします。

説明を求めます。総務課長、坂君。

(総務課長 坂 詳吾君 登壇)

○総務課長(坂 詳吾君) それでは、議案書の96ページをお開きください。

議案第88号、令和4年度紀美野町一般会計補正予算(第7号)。

令和4年度紀美野町の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,784万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億1,094万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和4年11月29日提出 紀美野町長 小川裕康

予算に関する説明書に沿って説明させていただきます。

お配りしてございます補正予算説明資料も併せて御覧いただきたく存じます。

それでは、予算に関する説明書の3ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

1款町税、2項1目固定資産税156万8,000円の減額補正で、新型コロナウイルス感染症等に係る課税標準の特例による現年課税分の減額でございます。

10款地方特例交付金、2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金156万8,000円の増額補正で、新型コロナウイルス感染症等に係る課税標準の特例による固定資産税等の減収を補填するための新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金でございます。

15款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金1,966万円の増額補正で、障害者自立支援給付費負担金1,580万円と障害児入所給付費等負担金386万円でございます。

3目災害復旧費国庫負担金1,334万円の増額補正で、町道市場箕六線道路災害復旧工事に充当する公共土木施設災害復旧費負担金でございます。

16款県支出金、1項1目民生費県負担金845万7,000円の増額補正で、障害者自立支援給付費負担金で790万円、障害児入所給付費等負担金で193万円の増額及び後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金の額の確定に伴う137万3,000円の減額でございます。

4ページにわたりまして、2項4目農林水産業費県補助金43万3,000円の増額補正で、情報収集等業務効率化支援事業補助金12万3,000円及び土地改良事業等補助金31万円でございます。

3項1目総務費県委託金412万8,000円の増額補正で、和歌山県議会議員選挙執行委託金でございます。

19款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金で7,117万9,000円の増額補正でございます。

3目ふるさとまちづくり応援基金繰入金1,265万円の減額補正で、給水車購入事業で1,015万円の減額、農林商工まつり実行委員会補助事業で250万円の減額で

ございます。

21款諸収入、4項1目雑入189万3,000円の増額補正で、燃料費等の高騰による総合福祉センターでの町社会福祉協議会負担金の電気使用料で35万円、ガス使用料で79万円、また、中山間地域等直接支払交付金過年度返還金として9万3,000円、転入・転出ワンストップ支援サービスのうち、申請管理システム導入支援費分に充当するため、デジタル基盤改革支援補助金として66万円をそれぞれ計上してございます。

5ページにわたりまして、22款町債、1項6目土木債480万円の増額補正で、町道吉見住宅団地1号線舗装補修事業に合併特例債を充当するものでございます。

10目災害復旧債660万円の増額補正で、町道市場箕六線道路災害復旧事業に現年補助災害復旧事業債を充当するものでございます。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の6ページをお開きください。

歳出の中で、給料、職員手当等、共済費の人件費の補正につきましては、人事院の勧告に伴うものが主な要因でございます。

この後、随所に計上してございますが、同様の理由でございますので、説明を省略させていただきますことを御了承くださいますようお願いいたします。

2款総務費、1項1目一般管理費469万1,000円の増額補正で、人件費227万7,000円と燃料費等の高騰による役場本庁舎のガス代及び電気料で203万3,000円、本庁舎への進入路が夜間暗いため、外灯を設置する工事費として38万1,000円をそれぞれ計上してございます。

5目企画費45万2,000円の増額補正で、人件費でございます。

6目電子計算費249万9,000円の増額補正で、人件費51万9,000円と転入・転出ワンストップ支援サービスに関連する申請管理のシステムを導入するため、電算システム導入支援委託料として198万円をそれぞれ計上してございます。

7ページにわたりまして、8目自治振興費13万8,000円及び9目交通安全対策費2万円は、超過勤務手当の増額補正でございます。

11目防災諸費26万9,000円の増額補正で、人件費でございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費15万8,000円の増額補正で、人件費でございます。

8 ページにわたりまして、4 項 4 目和歌山県議会議員選挙費 4 1 2 万 8, 0 0 0 円の増額補正で、和歌山県議会議員選挙に係る選挙執行経費でございます。

3 節の職員手当等から 1 7 節の備品購入費に至る全ての財源は、県支出金を充当してございます。

3 款民生費、1 項 2 目国民年金事務費 8 万円の増額補正で、人件費でございます。

3 目老人福祉費 4 3 7 万 1, 0 0 0 円の減額補正で、人件費で 1 2 万 9, 0 0 0 円の増額と新型コロナウイルス感染拡大により中止となりました敬老会演芸委託料 4 5 0 万円の減額でございます。

4 目障害者福祉費 3, 9 3 2 万円の増額補正で、介護給付費訓練等給付費で 3, 1 6 0 万円、障害児給付費で 7 7 2 万円をそれぞれ計上してございます。

9 目総合福祉センター管理運営費 3 8 0 万 4, 0 0 0 円の増額補正で、燃料費等の高騰による総合福祉センターのガス代及び電気料でございます。

1 2 目介護保険事業費 5 万円の増額補正で、介護保険事業特別会計への繰出金でございます。

9 ページに移りまして、1 3 目後期高齢者医療費 1, 6 3 4 万 7, 0 0 0 円の減額補正で、後期高齢者医療特別会計への繰出金の減額でございます。

2 項 1 目児童福祉総務費 7 万 6, 0 0 0 円の増額補正で、人件費でございます。

2 目青少年対策費 5 9 0 万 6, 0 0 0 円の減額補正で、人件費で 9 万 4, 0 0 0 円の増額と新型コロナウイルス感染拡大により中止となりました夏まつり実行委員会への補助金 6 0 0 万円の減額でございます。

1 0 ページにわたりまして、4 目こども園費 3 4 4 万 2, 0 0 0 円の増額補正で、人件費で 1 7 9 万 3, 0 0 0 円と燃料費等の高騰によるこども園のガス代及び電気料で 1 6 4 万 9, 0 0 0 円を計上してございます。

5 目児童館運営費 1 4 万円の減額補正で、新型コロナウイルス感染拡大により中止となりましたこどもまつりの補助金の減額でございます。

4 款衛生費、1 項 5 目環境衛生費 6 9 4 万 1, 0 0 0 円の減額補正で、人件費で 1 2 万 4, 0 0 0 円の増額と、簡易水道事業会計への補助金 1, 0 1 5 万円の減額及び簡易水道事業特別会計への繰出金 3 0 8 万 5, 0 0 0 円の増額をそれぞれ計上してございます。

2 項 1 目清掃総務費 5 万 2, 0 0 0 円の増額補正で、紀の海広域施設組合管理運営負担金でございます。

11 ページにわたりまして、5 款農林水産業費、1 項1 目農業委員会費33 万2,000 円の増額補正で、人件費で9 万9,000 円と農業委員会による情報収集等の業務効率化を行うためのタブレット端末の購入等に要する経費として23 万3,000 円の計上をしております。

3 目農業振興費285 万円の減額補正で、燃料費等の高騰による産品加工所のガス代及び電気料で10 万円の増額、経営所得安定対策等推進事業費補助金で302 万円の減額、中山間地域等直接支払交付金過年度返還金で7 万円の増額をそれぞれ計上しております。

4 目耕地総務費236 万7,000 円の増額補正で、人件費で6 万7,000 円と農業集落排水事業特別会計への繰出金230 万円でございます。

6 目農業用施設維持費100 万円の増額補正で、農業用施設維持補修工事費でございます。

7 目地籍調査事業費31 万円の増額補正で、人件費でございます。

12 ページに移りまして、4 項1 目山村振興総務費188 万8,000 円の減額補正で、人件費で30 万2,000 円の増額、新型コロナウイルス感染拡大により中止となりました町農林商工まつり実行委員会への補助金250 万円の減額、直接施工獣害対策補助金として31 万円の増額を計上しております。

6 款商工費、1 項1 目商工振興費12 万円の増額補正及び2 目観光費11 万7,000 円の増額補正で、いずれも人件費でございます。

13 ページに移りまして、7 款土木費、1 項1 目土木総務費181 万円の増額補正で、国道370 号大角三尾川大橋開通式に要する経費を計上しております。

2 項1 目道路橋りょう維持費3,000 万円の増額補正で、町道補修及び舗装生活関連工事費でございます。

2 目道路橋りょう新設改良費528 万5,000 円の増額補正で、人件費で28 万5,000 円と町道吉見住宅団地1 号線舗装工事費500 万円をそれぞれ計上しております。

14 ページに移りまして、3 項1 目住宅管理費2,473 万円の増額補正で、人件費で3 万8,000 円と町営住宅野中団地の住宅の傾きに対応するための工事費2,469 万2,000 円をそれぞれ計上しております。

5 項1 目建設残土処理費29 万3,000 円の増額補正で、人件費でございます。

15ページにわたりまして、8款消防費、1項1目常備消防費299万3,000円の増額補正で、人件費で219万3,000円と燃料費等の高騰による消防庁舎の電気料で80万円をそれぞれ計上してございます。

9款教育費、1項2目事務局費55万2,000円の増額補正で、人件費でございます。

4目教育振興費50万8,000円の増額補正で、国保野上厚生総合病院附属看護専門学校への授業料等減免補助金でございます。

2項1目学校管理費245万9,000円の増額補正で、人件費で23万3,000円と燃料費等の高騰による小学校の灯油、ガス代及び電気料で222万6,000円をそれぞれ計上してございます。

16ページに移りまして、3項1目学校管理費167万1,000円の増額補正で、燃料費等の高騰による中学校の灯油、ガス代及び電気料で70万4,000円、修繕料で美里中学校体育館照明取替工事費96万7,000円をそれぞれ計上してございます。

4項3目公民館費164万9,000円の増額補正で、燃料費等の高騰による中央公民館のガス代及び電気料でございます。

4目人権教育費37万円の増額補正及び7目星の動物園管理運営費24万2,000円の増額補正で、いずれも人件費でございます。

17ページにわたりまして、5項1目保健体育総務費29万6,000円の増額補正で、人件費でございます。

10款災害復旧費、1項1目道路橋りょう災害復旧費2,000万円の増額補正で、町道市場箕六線道路災害復旧工事費でございます。

恐れ入りますが、議案書の100ページに戻っていただきたいと存じます。

第2表、繰越明許費補正でございます。

追加しますのは7款土木費、3項住宅費、事業名は町営住宅野中団地沈下対策事業で、事業費は2,469万2,000円と、8款消防費、1項消防費、事業名は紀美野町消防団第8・9分団統合分団庫新築事業で、事業費は4,084万6,000円でございます。

第3表、債務負担行為補正でございます。

追加するものは、紀美野町雨山水辺公園施設管理委託料で、期間については、令和5年度から令和9年度で、各年度の限度額は、それぞれ81万8,000円とするものでございます。

また、もう一つは、紀美野町星の動物園バンガロー施設管理委託料で、期間については、令和５年度から令和９年度で、各年度の限度額は、それぞれ４９６万円とするものでございます。

続きまして、第４表、地方債補正でございます。

追加するものは、災害復旧事業債で、限度額は６６０万円でございます。

起債の方法は、普通貸借または証券発行、利率につきましては３．０％以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率といたします。

次に、償還の方法ですが、政府資金については、その融資条件により、銀行、その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができるとするものでございます。

また、変更するものは、一般単独事業債で、限度額を４８０万円増額の８億５８０万円にしております。

なお、補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

以上、議案第８８号、令和４年度紀美野町一般会計補正予算（第７号）の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

（総務課長 坂 詳吾君 降壇）

◎日程第２６ 議案第８９号 令和４年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第２６、議案第８９号、令和４年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について議題とします。

説明を求めます。住民課長、東浦君。

（住民課長 東浦功三君 登壇）

○住民課長（東浦功三君） それでは、議案書の１０２ページを御覧ください。

議案第８９号、令和４年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）。

令和４年度紀美野町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ151万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,607万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月29日提出 紀美野町長 小川裕康

それでは、予算に関する説明書21ページを御覧ください。

説明資料のほうは19ページでございます。

歳入でございます。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金は1,634万7,000円の減額補正でございます。

2節の保険基盤安定繰入金は、保険基盤安定負担金の減額に伴い、183万円の減額、3節の療養給付費繰入金は、令和3年度の広域連合納付金が精算されましたので、財源の振り替えによる1,483万1,000円の減額、4節職員給与費繰入金は、人事院勧告に伴う人件費31万4,000円の増額でございます。

5款諸収入、3項1目雑入は、先ほど申しました令和3年度の広域連合納付金の精算金1,483万1,000円の増額補正でございます。

続いて、予算に関する説明書22ページを御覧ください。

説明資料のほうは20ページでございます。

歳出でございます。

1款総務費、1項1目一般管理費は、人事院勧告に伴う人件費18万1,000円の増額補正でございます。

2節給料、3節職員手当等、4節共済費で増額となっております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は183万円の減額補正で、基盤安定負担金の減額によるものでございます。

3款保険事業費、1項1目保険事業と介護予防の一体化事業費は、人事院勧告に伴う人件費13万3,000円の増額補正でございます。

3節職員手当等、4節共済費で増額となっております。

以上で、議案第89号の説明といたします。どうかよろしく願いいたします。

(住民課長 東浦功三君 降壇)

◎日程第27 議案第90号 令和4年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算(第3

号) について

○議長（伊都堅仁君） 日程第27、議案第90号、令和4年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について議題とします。

説明を求めます。保健福祉課長、森谷君。

（保健福祉課長 森谷善彦君 登壇）

○保健福祉課長（森谷善彦君） それでは、議案書の106ページをお開きください。

議案第90号、令和4年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）。

令和4年度紀美野町の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億1,604万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月29日提出 紀美野町長 小川裕康

なお、今回の補正予算内容は、国の人事院勧告に準ずる職員給与改定に伴う所要額の補正でございます。

それでは、予算に関する説明書の25ページをお開きください。

また、予算説明資料は21ページからとなりますので、併せて御覧ください。

歳入でございます。

3款国庫支出金、2項1目調整交付金は1万5,000円、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は3万1,000円、3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）は5万9,000円の増額補正です。

次に、4款支払基金交付金、1項2目地域支援交付金は4万1,000円の増額補正です。

5款県支出金、2項1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は1万9,000円、2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）は3万円の増額補正です。

26ページを御覧ください。

7 款繰入金、1 項 2 目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）が 2 万円、3 目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）は 3 万円の増額補正です。

続いて、27 ページを御覧ください。

歳出でございます。

3 款地域支援事業費、2 項 1 目一般介護予防事業費は 15 万 4,000 円の増額補正です。人事院勧告に伴う勤勉手当及びそれに伴う一般共済費の増額補正でございます。

また、同様の理由により、3 項 1 目総合相談事業費についても、15 万 4,000 円の増額補正でございます。

4 款基金積立金、1 項 1 目介護給付費準備基金積立金は 6 万 3,000 円の減額補正です。

以上、簡単でございますが、議案第 90 号の説明といたします。よろしく申し上げます。

（保健福祉課長 森谷善彦君 降壇）

◎日程第 28 議案第 91 号 令和 4 年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第 28、議案第 91 号、令和 4 年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について議題とします。

説明を求めます。建設課長、米田君。

（建設課長 米田和弘君 登壇）

○建設課長（米田和弘君） それでは、議案書の 110 ページをお願いいたします。

議案第 91 号、令和 4 年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）。

令和 4 年度紀美野町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 230 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,831 万 8,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 11 月 29 日提出 紀美野町長 小川裕康

それでは、予算に関する説明書の３１ページをお願いいたします。

補正予算説明資料は２５ページを御覧ください。

２、歳入でございます。

４款繰入金、１項１目繰入金で、一般会計からの繰入金２３０万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、次の３２ページを御覧ください。

補正予算説明資料は２６ページでございます。

３、歳出でございます。

１款総務費、１項１目一般管理費で２３０万円の増額補正でございます。内訳といたしましては、昨今の燃料等高騰に係る電気使用料の補正で、１０節需用費の電気料で５０万円の増額補正、落雷に起因すると思われる警報装置や施設設備等の修繕料で１８０万円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、令和４年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）の説明とさせていただきます。御審議の上、御可決賜りますようどうかよろしくをお願いいたします。

（建設課長 米田和弘君 降壇）

◎日程第２９ 議案第９２号 令和４年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）について

◎日程第３０ 議案第９３号 令和４年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第３号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第２９、議案第９２号、令和４年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）について及び日程第３０、議案第９３号、令和４年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第３号）について一括議題とします。

説明を求めます。水道課長、長生君。

（水道課長 長生正信君 登壇）

○水道課長（長生正信君） それでは、議案書１１４ページをお開きください。

議案第９２号、令和４年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）。

令和４年度紀美野町の東部簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ308万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,634万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月29日提出 紀美野町長 小川裕康

予算に関する説明書35ページをお開きください。

説明資料では27ページからとなっております。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金308万5,000円の増額でございます。

5款繰越金、1項1目繰越金については、前年度の繰越金の額の確定によるもので、5,000円の減額でございます。

繰入金の増額につきましては、36ページ、歳出におきまして、1款1項1目一般管理費308万円の増額でございます。

3節、4節については、人勸及び職員の住居地変更等に伴う人件費の補正でございます。

10節の電気料につきましては、電気料金の高騰に伴う不足額の補正となっております。

以上、簡単ではございますが、令和4年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書118ページをお開きください。

議案第93号、令和4年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第3号）。

（総則）

第1条、令和4年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条、令和4年度紀美野町西部簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入です。

第1款水道事業収益8万4,000円増額の1億9,803万9,000円。

第2項営業外収益8万4,000円増額の1億2,798万7,000円。

支出です。

第1款水道事業費用249万4,000円増額の1億761万7,000円。

第1項営業費用249万4,000円増額の9,749万9,000円。

(資本的収入及び支出の補正)

第3条、予算第4条本文括弧書中「不足する額2,783万8,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,083万8,000円、減債積立金700万円
で補填するものとする」を「不足する額2,921万4,000円は当年度分消費税及び
地方消費税資本的収支調整額2,221万4,000円、減債積立金700万円で補填す
るものとする」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入です。

第1款資本的収入327万5,000円を減額し、5億7,705万2,000円。

第2項補助金327万5,000円を減額し、1,375万2,000円。

支出です。

第1款資本的支出189万9,000円を減額し、6億626万6,000円。

第1項建設改良費189万9,000円を減額し、5億7,846万9,000円。

(他会計からの補助金)

第4条、給水車購入の補助を受けるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額
1,015万1,000円を減額し、687万6,000円とする。

令和4年11月29日提出 紀美野町長 小川裕康

予算に関する説明書の39ページをお開きください。

説明資料では29ページでございます。

令和4年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算(第3号)実施計画明細書でござ
います。

収益的収入及び支出の収入でございます。

1款2項5目2節その他雑収益で8万4,000円の増額でございます。支出が増加
したことによる消費税及び地方消費税の還付額が増加したものでございます。

次に、40ページの支出でございます。

1款1項2目配水及び給水費、4目業務及び総経費の給料及び手当につきましては、
人勧に伴う人件費の補正でございます。

1目5節の動力費につきましては、下佐々浄水場の施設に使用される動力費及び事務
所等の電気料金でございます。昨年度以降、電気料金が高騰しており、本年度に入って

からも値上がりが続いている状況であり、270万円の増額補正でございます。

2目12節におきましても、中継ポンプ場での電気料金12万円の増額補正をお願いするものでございます。

6目1節固定資産除却費は、車両の除却費を56万4,000円減額するものでございます。こちらの減額理由といたしましては、当初、給水車購入については買換えを検討してございました。しかしながら、今年度に入り、和歌山県のほうにおきまして、給水車購入に対する時限的な補助金制度ができたものでございます。この補助金制度の交付条件につきましては、買換えというものは対象外となつてございました。現在給水車を所有していない自治体の新規購入または追加購入が条件ということでございました。そのため、様々検討を行った結果、追加購入による補助を受けることに至りました。このため、現在の給水車の廃棄処分の除却費用を計上しておりました費用を減額するものでございます。

次のページをお開きください。

(資本的収入及び支出)

収入でございます。

1款2項1目1節一般会計補助金で1,015万1,000円の減額でございます。減額理由といたしましては、給水車の入札差額と県補助金2分の1の減額をするものでございます。

2目1節県補助金として687万6,000円の補正でございます。

支出でございます。

1款1項1目1節建設改良費で、給水車購入の入札差額189万9,000円の減額でございます。

42ページからは補正額に係るキャッシュ・フロー及び貸借対照表を添付させていただいております。

以上、簡単ではございますが、令和4年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算(第3号)の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(水道課長 長生正信君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

明日30日から12月5日までの6日間、議案精読のため休会し、12月6日午前9

時から会議を開きたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

散 会

本日は、これをもって散会いたします。

(午前 11 時 39 分)